

22高文書第115号  
平成22年9月28日

市民オンブズマン高知 代表 田所 辨蒔 様

高知県知事 尾崎 正直

高知県の公文書管理及び情報公開制度充実、公文書館設立について（回答）

日ごろより、県政の推進についてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴団体から平成22年8月27日付けでいただきました申入書につきまして、県の考え方を下記のとおり回答いたします。

## 記

### 1 公文書管理条例の制定について

- (1) 公文書管理法は、来年4月の施行が予定されており、現在、国において具体的な制度の内容を定める政令、各府省文書管理規則の制定が検討されている状況です。
- (2) 高知県としましても、対応（条例化等の検討）が必要であると考えており、国の制度設計の状況を把握しながら、本県における公文書管理の課題等の整理を行い、条例に盛り込むべき内容等について、検討を行ってまいります。

### 2 公文書館の整備について

- (1) 高知県におきましては、今年度から、歴史的公文書の選別・保存の取り組みを始めたところであり、今後、選別した公文書を保存・管理し、県民の方の利用に供するための機能を充実させることが重要であると考えています。
- (2) ご指摘のありました公文書館の整備も、その役割を果たすための選択肢の一つと認識しており、現在、どのような形で対応していくのがふさわしいかを検討しているところです。

### 3 情報公開条例の改正について

- (1) 国においては、本年8月に「行政透明化検討チーム」において、「情報公開制度改正の方向性の概要」の決定がなされました。報道によると、今後は、制度を所管する総務省が情報公開法の改正作業に着手し、来年の通常国会提出を目指すと言われております。
- (2) 高知県としましても、国の動向を注視しながら、本県における情報公開制度の課題等の整理を行い、条例改正の必要性や、必要な場合のその内容について、検討を行ってまいります。